

## 2、市長後援会役員の企業との単独随意契約について

政策に関する質問に先立ちまして、まず今回、全国のニュースに取り上げられ、吹田市の誇りを傷つけたグリーンニューディール基金関連事業に関する契約について質問いたします。

100条委員会委員長の間接報告にもありましたとおり現在調査中であり、具体的な中身については控えたいとは思っておりますが、今回は問題が発生した後の処理、ガバナンス推進委員会調査委員の調査及び報告、それに対する市長の考えをお聞かせいただきます。

まず、今回、市長の報酬1カ月10%削減の条例案が提案されました。現在も100条委員会での調査が続く中で、なぜこのタイミングで条例案を出されたのでしょうか。今回、この条例案を出された意図及び100条委員会に対する認識をまずお聞かせください。地方自治法で定められた100条委員会の調査結果を待たずして処分をお決めになった、急いで処分をお決めになった理由をお聞かせください。

### (井上哲也市長)

グリーンニューディール基金関連事業につきましては、ガバナンス推進委員会及び監査委員の報告を受け、執行機関として一定の結論を得たと考え、関係職員の処分を行いました。13人もの職員を処分したことを重く受けとめ、管理監督責任を問われる立場にあることを踏まえ、私にも一定の処分を科すべきであることから、給与を1カ月間10%減額する条例を提案したものでございます。

1月に出された調査、検証の結果を踏まえ、市民の皆様に対し、反省、再発防止の姿勢を早期にお示しすべきであると判断をさせていただきました。

### (百条委員会の結果に先立ち処分を決めた理由)

ガバナンス推進委員会と監査の結果を得て、今回、処分をお決めになり、またみずからの処分もなされたということですが、先ほども申し上げましたとおり、いまだ100条委員会、地方自治法で定められた行政の手續に関する調査をする100条委員会の調査は、まだ現在も進行中でございます。それに先立ってなぜこの議会軽視とも思えるような判断を下されたのか、そのあたりをもう一度お聞かせください。

### (井上哲也市長)

ガバナンス推進委員会、監査委員で私についてのまず関与はなかった、違法性はなかったというのは、もう御理解いただいていると思うんですが、事務の不手際についてやっぱり処分すべきだという御意見もいただいております。そのことを受けまして、先日、分限、懲戒等の審査会を開きまして、13人の処分、職員の処分は出させていただきました。

そのことを受けて、やはり私は管理監督責任が問われるという立場にございますので、私としての処分をみずから1カ月10%の減額をさせていただいた。

ただ、議会についての手続は今後、していただいておりますので、そのことはまた結論が出次第、例えば新たに事実が発見されましたら、また改めてそのことについての議論をさせていただきたいと思っております。

#### (百条委員会の結果を踏まえて再検討するか否か)

ありがとうございます。

少し触れていただきましたが、再発防止を含めた今後の方針において、現在、100条調査においてガバナンス推進委員会が認識されてる事実と異なる点が出てまいりました。新たな事実が発覚した場合は、当然職員の処罰も含め再検討されるべきかと考えますが、先ほどもおっしゃいましたが、改めて市長の見解、この点に絞ってお答えください。

(井上哲也市長)

先ほども御答弁申し上げました。ガバナンス推進委員会、また監査委員の調査報告とさらに違った点が議会のほうの特別委員会で御指摘をされましたら、また新たな処分を考えさせていただきたいと思っております。

#### (ガバナンス委員会の報告書の問題点について)

そうしますと、次に市長が重視しておられるガバナンス推進委員会の調査報告書について伺います。

調査報告書を見ている限り、グリーンニューディール基金に係る一連の契約について問題なしと結論づけるために、吹田市の契約に関する規定は実質的意味をなさない、改めて申し上げます、吹田市の契約に関する規定は実質的意味をなさないという、ガバナンス推進委員会に所属する部長級職員の悲惨な認識を露呈する結果となっております。

例えば報告書の各問題点に対する評価の項目で、問題点1、多額の入札差金が出ることとなった原因としての見積もりを1社からしかとらなかったことの問題点については、これまで吹田市は複数見積もりを必須とする取り扱いをしていなかったことからすれば、1社からしか見積もりをとっていなかったことは不当であるとまでは言えないとありますが、これでは予算編成通知に書かれたやむを得ず業者見積もりを徴取する場合は複数業者から参考見積もりとして徴取することなど、入札等に影響の与えることのない細心の注意を払うことという規定が何の意味もなさないこととなります。

問題点3、単独随意契約締結の手続については、単独随意契約とした根拠について、本事業実施の緊急の必要性について、吹田市工事請負契約等に係る発注要領に掲げられている発注基準に直ちに該当するものとは言えないが、と前置きした上で、随意契約を除外する趣旨が明らかではないとして直ちに不当とまでは言えないと評価している点は、発注基準の例示は何の意味もなさず、解釈によっていかようにも単独随意契約を締結できるとしていることとなります。

単独随意契約について禁止規定がないため不当ではないと評価していることについては、市長が随意契約について見直すようにとの指示を一切無視し、禁止規定がないから構わないという内容となっており、市長の意図とは反しています。

問題点4の予算計上の際の費目については、太陽光発電設備の設置を需用費の修繕料で予算執行したことは、屋根の形状変更がないこと、修繕料で実施した事業の執行差金で行う事業であったことなどから不当とは言えないとしていることは、需用費の修繕料は備品、物品等の一部を修理、補修するために要する経費と定める吹田市事務の手引の規定をこじつけで変更できるとしてしまっている点。

問題点6の内訳書不提出については、内訳書がなく、契約段階において金額の妥当性が検証されていなかったこと自体が問題視されることなく、金額の妥当性を独自で評価し、結果が問題なければ手続の瑕疵は問題としないとしていることなど、この調査結果は客観的に見て首をかしげたくなる点が山ほどありますが、市で定めた規定や要領が無視されているようなこの調査結果に市長は満足されたのでしょうか。今私が挙げたような点には疑問は持たれなかったのでしょうか、お答えください。

**(井上哲也市長)**

いろいろ御指摘をいただいたんですが、ガバナンス推進委員会の調査報告書につきましては、4名の弁護士の方に助言をいただきながら徹底した事実究明に努めた結果であります。私としましては、監査委員からの結果報告とあわせて十分に納得できるものであると考えております。

ただ、報告書における契約に係る諸規定の運用に関する指摘を踏まえまして、長年の慣例で行われてきた契約事務の見直しを現在進めさせていただいてるところでございます。

#### (単独随意契約についての認識について)

今回の単独随意契約に関してなんですけども、午前中の議員の質問に対する答弁にもございましたが、今回の単独随意契約、これの判断について、市長のお考えをもう一度お願いできますでしょうか。

#### (井上哲也市長)

まずは、認められてる手法で単独随意契約したということで、正当であるという御答弁をさせていただきました。

ただ、ニューディール基金が計画的に使われておれば、単独随意契約に至らなかったんじゃないかという、そういったことの不手際はあったということは認めさせていただいております。

#### (なぜ単独随意契約が認められたのかについて)

単独随意契約が法的に認められてるという点の認識について改めて伺いたいんですけども、先ほど、午前中の議員に対する答弁については、緊急性の判断について御答弁があったと思うんですけども、その点の詳細について、もう一度御答弁をお願いいたします。なぜ単独随意契約が今回認められたのかという点について、市長の認識、伺いたいと思います。

#### (井上哲也市長)

ですから、先ほども申し上げましたようにニューディール基金が計画的に使われておれば、そういったことには至らなかったということは一つとしてありますけども、時間が足りなかったということで単独随契をさせていただいたと、そのことについては法的に認められているという御答弁です。

### (単独随意契約が違法でない根拠について)

市長が先ほどおっしゃられた単独随意契約が認められる要件として、計画的に基金が活用されず時間が足りなかったからよかったということを今おっしゃいました。

しかし、市長が先ほどから重視されております市長からの要求の監査結果の報告書、これを見ますと、10 ページです。お配りしておりませんので、後日見ていただければと思うんですけども、10 ページの中段です。緊急の必要に該当するかですが、行政上も経済上も甚だしく不利益をこうむるに至るような場合に該当するか否かは、市長が客観的事実に基づき個別具体的に判断すべきことであるからということ監査で述べられております。

市長は、先ほど午前中の答弁で、今回の件については、2,000 万円のことについては一切知らなかったというふうにおっしゃっています。しかし、監査の内容では、市長が客観的事実に基づき個別具体的に判断するからこそ違法ではないというふうな結論が出ているんです。

この点について、市長、どのようにお考えでしょうか。

### (井上哲也市長)

ですから、監査の結果は監査の結果ですけども、私の認識は先ほど申し上げましたとおり、時間がなかったので単独随意契約をしたという認識です。

### (牧内章総務部長)

御質問いただいておりますその緊急性の判断ということでございますけども、それにつきましては、先ほど質問議員さんからもございましたように、一般的には物理的な緊急性ということが言われておるようでございますけども、これは、本市のほうから大阪府を通じて総務省のほうに問い合わせた回答におきましても、行政上あるいは経済上のことを勘案して判断するというのも、それは最終的に長のほうで、おっしゃいましたように客観的事実に基づいて個別具体的に判断すべきという、一定市長の裁量ということで回答を得てございます。

それと、先ほど市長が判断されていないんやないかという御質問でございましたけど、その点につきましては事務方のほうでもそういう形の判断をさせていただいて、午前中の答弁でもございましたが、市長が最終責任を負うという形で、これは御決裁をされておりますので、その点も問題がないものと、そのように考えてございます。

以上でございます。

### (市長が職責をはたしていないことについて)

市長や事務局方の認識なんてね、そういうことを今問題視してるんじゃないんですよ。今、不適正な手続が行われて、それをどうしていくかという状況において、監査が、市長が客観的に判断すべきだという結論を下してるんです。その中で、今回、市長が全く認識もしてないまま、市長が判断すべき事由を市長が全く判断しないまま判こを押して決裁が通ってしまってるんですよ。その点について、市長の職責が問われるべきことやと思いますけども、その点に関して市長、どのように思われますか。

### (井上哲也市長)

監査委員の御指摘は、ちょっとページ数がわからないんですが、それを受けて違法性があるとは言いがたいという御指摘ということじゃないんですか。私のほうはそういうふうにとっています、私が判断したとかしないとかというのは、私が責任を持って判断したと、決裁を押してますので。ただ、そのことは知らなかったというのは、ずっと御答弁申し上げてるとおりでございます。

### (市長の認識のずれについて)

申し上げますとおり違法性がなかった根拠は、市長の客観的な事実に基づく判断、その1点なんです。緊急性かどうかというのは、個別具体的な事由によって判断すべきこと、絞られてるものではないけども、その責任を持つべき判断者は、決裁者は市長であるというふうに法的に決まってるんですよ。

その法的に決裁すべき、判断すべき市長が、全く状況を理解していないまま判こを押している。その点について、市長の職責をどのように考えておられるのか、その点について伺ってるんです。

### (井上哲也市長)

まずは、私の責任から逃げるということではなくて、判こを押させていただいたことについては、ずっと申し上げていますが、副市長初め部長、そして職員が判こを押している、そのことを信じて私は押させていただいたということでございますので、私自身の責任から逃げるということではなくて、私が市としての判断をさせていただいたと御理解ください。

(答弁を受けて)

今回の質疑で市長の職責に対する認識というのがよくわかりました。今後の私どもの議会としての判断にも活用させていただきたいと思います。